第２３号議案

新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年２月１６日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(平成22年新宿区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号エ中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改め、同号オ中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改める。

附則第8項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第9項中「令和6年4月1日」を「令和9年4月1日」に改める。

附　則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに食事の提供に係る利用者負担額について新宿区が独自に行ってきた軽減措置を令和8年度末まで継続するほか、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行による児童福祉法の改正に伴い規定を整備する必要があるため